

政策決定過程を横断的に見ること

増田 一世

私の所属する学会で「日本健康福祉政策学会」（以下政策学会）という集まりがある。もともとは公衆衛生学会から派生しており、保健所の所長や保健師、市町村の保健師などが多いが、やどかりの里のような地域の福祉的活動に関わる人たちも加わっている。

その政策学会の中で、「保健医療政策学とは何か」という問題提起が「健康福祉政策情報No.21」（政策学会の機関紙）紙上で二塚信さん（九州看護福祉大学）から行われた。「充分な検証もなしに今までの政策が手直しされ、充分な根拠もなしに新たな政策が提唱され、地方自治体レベルは対応にいとまがない状況かと思われます」だからこそ、「政策学の確立」の必要性を訴えられた。

この問題提起が学会の会員によるメーリングリストで配信されたため、何人かの会員からの意見が寄せられた。難病の患者会活動に熱心に関わっている静岡の野原正平さんは、「集中豪雨的な変革に対して、当事者は勿論、心ある行政関係者や研究者も政策的に対応しきれないというのがリアルな現実」と述べ、この学会の当事者本位の政策探求の意義を強調している。

また、杏林大学総合政策学部の野山修さんは、「朝令暮改に近いテンポの政策策定」と指摘し、健康福祉の全分野について厚生労働省の政策の流れを追うことの困難さと、組織的に政策研究を行うことを提案している。

自治体の保健師である西本美和さんは、「住民・当事者の声を反映した健康福祉分野における政策学についての議論の必要性」を

訴えている。

この意見交換を見ながら、私たちは障害者自立支援法の動向を見ていくことで必死であるが、これ以外にもさまざまな分野で政策転換が激しく動いていることを知る必要があると思った。

障害問題はマイノリティの問題であるが、根っこにある問題性は、たとえば介護保険法の改正にしても、かなり共通項があるのではないか。いまおこっていることを、もっと横断的に見ていく視点を持たなければいけない、と改めて思った。

政策決定のあるべき姿を追求することは、この局面では重要である。現在の国の審議会は国に対して意見具申をしていく機関になってきているのだろうか。新たな法律を策定するための形式的なものになっているのではないか。社会保障審議会障害者部会での運び方をみても、事務局の説明に多くの時間を費やし、委員は1回か2回しか発言の機会がない。議論にならないのだ。それでも、「審議会の委員の方々の意見を十分に反映させた」政策になってしまうのだ。

私たちの身の回りを見渡しても、介護保険法の改正、医療法の改正、生活保護法の改正等々、重要な案件が次々と進められていく。「時間よ止まれ」と叫びたくなる。でも現実には、着々と進んでいく。

この政策学会での意見交換のように、私たちは、自分の分野だけではなく、視野を広げて、問題を共有する取り組みが必須で、必要に迫られている。